

整理番号 処 ー 04

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火管理者の行うべき業務についての措置命令		
根拠条項	第8条第4項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第8条第4項          消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>具体的事例に即して、防火管理上必要な業務（適正な業務）が行われていないとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要（行政手続法 第13条第2項第3号に該当する場合は不要）		
区 分	弁明		
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		